

# 第12回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年10月26日(月)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第17号 教育長職務代理者指名の件

日程第5 報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第6 報告第19号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第7 報告第20号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)

日程第8 議案第28号 芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針制定の件

閉 会

日程第 4

報告第 17 号

教育長職務代理者指名の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 26 年法律第 76 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 1 日付けで西村嘉博委員を教育長職務代理者に指名したので、報告します。

令和 2 年 10 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

日程第5

報告第18号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和2年10月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

# 令和2年度就学援助認定総括表(令和2年10月認定者)

申請世帯	3	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	3	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	3	世帯
経済的困窮世帯		世帯
経済的困窮世帯(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う)	2	世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(10月認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校					1		1
合計	0	0	0	0	1	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		1	3
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	2	1	1	4

合計

5

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
	1		1
0	1	0	1

合計

1

## ●準要保護不認定者数一覧(10月不認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

0

# 令和2年度就学援助認定総括表

(令和2年10月12日現在)

申請世帯	182	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	158	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	158	世帯
経済的困窮世帯	66	世帯
経済的困窮世帯(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う)	8	世帯
児童扶養手当受給世帯	81	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	23	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

## ◎8年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	182	158	23	0	13.5

(内数)

## ◎準要保護認定者数一覧(10月12日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	13	10	14	15	20	86
上美生小学校					1		1
芽室西小学校	3	8	4	4	10	8	37
芽室南小学校	1			1	1	1	4
合計	18	21	14	19	27	29	128

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	18	19	27	64
上美生中学校	1	2	2	5
芽室西中学校	7	13	15	35
合計	26	34	44	104

合計 232

## ○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	7	3	7	11	10	39
				1		1
1	2	1		5	5	14
						0
2	9	4	7	17	15	54

(中学校)

1年	2年	3年	計
9	10	12	31
1		1	2
3	5	9	17
13	15	22	50

合計 104

## ●準要保護不認定者数一覧(10月12日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	3	2	1	4		3	13
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	3	1	3	1		10
芽室南小学校				1		1	2
合計	5	5	2	8	1	4	25

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	3	7	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1	2	5
合計	3	4	9	16

合計 41

## ○町民税非課税世帯

芽室小学校	1年	1人
芽室南小学校	4年	1人
芽室中学校	1年	2人
	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

## 要保護及び準要保護児童生徒認定要領

### 第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

### 第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

### 第3 認定基準

#### 1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

#### 2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下



「基礎控除額」という。)を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

## 第4 認定の取扱

### 1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

### 2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

### 3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

#### 第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

#### 第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

#### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第6

報告第19号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和2年10月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

報告第20号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく  
就学指定校の変更について、報告します。

令和2年10月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 8

議案第 28 号

芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針制定の件

芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針を制定しようとするものであります。

令和 2 年 10 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 芽室町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針

## 第1 趣旨

この指針は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、芽室町立学校における教職員のハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

### 1 ハラスメント

次の各号に掲げるものをいう。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

#### (2) パワー・ハラスメント

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

#### (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

①職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

ア 妊娠したこと。

イ 出産したこと。

ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。

②職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。

#### (4) その他のハラスメント

前各号に当てはまらないが、同様の性質を持ち、職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

### 2 職員

芽室町立学校に勤務している全ての教職員をいう。

### 3 北海道教育委員会指針

北海道教育委員会が定める、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」をいう。

### 第3 職員の責務

- 1 職員は、ハラスメントをしてはならない。
- 2 職員は、北海道教育委員会指針に規定する「セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項」、「パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項」を十分認識して行動するよう努めなければならない。
- 3 学校長等管理職員は、職員に対し、前項の職員が認識すべき事項の周知徹底を図るものとする。
- 4 学校長等管理職員は、ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、ハラスメントに関する申出及び相談（以下「申出等」という。）が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 5 学校長等管理職員は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 6 学校長等管理職員は、当該所属に属する職員が他の所属に属する職員からハラスメントを受けたとされる場合には、学校教育課長に報告しなければならない。

### 第4 教育委員会の責務

- 1 教育委員会は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。
- 2 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等が職員からなされた場合には、申出等に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 教育委員会は、ハラスメントに関する申出等及び当該申出等に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

### 第5 相談窓口の設置

- 1 申出等が職員からなされた場合に対応するため、教育委員会内に相談窓口を設置し、相談員を配置する。
- 2 相談員は、学校教育課長を含む2名以上で対応し、申出等に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

### 第6 申出等の処理

教育長は、相談員からの報告に基づき、事案の内容又は状況から判断し、必要と認める

ときは、速やかに事実関係の確認及び調査を行い、問題の解決を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第7 プライバシーの保護

ハラスメントに関する申出等の処理を担当する者は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、特に相談者が申出等によって、不利益を受けないように留意しなければならない。

#### 第8 補則

この指針の定めるもののほか必要な事項は、北海道教育委員会指針を準用する。

#### 附 則

この指針は、令和2年11月1日から施行する。